

平成 23(2011)年 3 月 10 日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2011 春闘要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 生活向上のために賃金水準の維持・改善に努めること。

給与水準の設定にあたっては、人事院勧告の趣旨を尊重し、国家公務員の給与等との均衡を考慮するとともに、国において示された考え方である地域の民間給与水準の反映に努めていく必要があると考えている。

また、臨時職員等の賃金については、一般職員の給与改定等を基準にして改定しているところである。

その他勤務条件についても、地方公務員法及び労働諸法令に基づき、適切に対応しているところである。

2 臨時・非常勤等職員の処遇改善に努めること。

臨時職員等の勤務条件は、採用事由、期間、形態、及び業務内容等から定めているところであり、賃金等について、正規職員や近隣他都市との均衡も考慮しながら改善してきているところである。

なお、今年度から、現行制度の雇用期間等の課題を踏まえたうえで、順次、法令等に基づく任期付短時間勤務職員への切り替えを進めており、より安定した雇用の確保や勤務条件面の改善を図っているところである。

また、現行の臨時的任用制度についても、関係法令に基づく、より適正な制度運用に努めていく考えである。

3 公共サービス基本条例・公契約条例・入札制度改革など公共サービス基本法にのっとりた施策を推進すること。

公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、事業委託等における委託契約等の締結にあたっては、労働諸法令の遵守を盛り込み、従業員の労働条件が公正な労働基準を下回ることがないように指導に努めているところである。

また、入札制度においては、価格以外の要素を加味した総合評価落札方式を試行実施するなど、今後とも、対象案件や評価項目等について、調査・研究していく考えである。

4 男女平等社会実現を踏まえたワーク・ライフ・バランスの具体化をはかること。

職員の仕事と家庭の両立支援については、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の周知徹底を図るとともに、積極的な推進を図ってきたところであり、今後も必要な見直しを適宜行っていく考えである。

また、36協定の趣旨を踏まえた時間外勤務等の縮減、介護休暇及び育児短時間勤務制度並びに時間単位の年次休暇制度の導入を図るとともに、今年度においては、育児休業の取得制限の廃止等や看護休暇の改善等を行うなど、休暇・休業制度の充実にも努めてきたところであり、引き続き、仕事と家庭の両立支援に向けて取り組んでいく考えである。